

## 議会改革実行委員会日程

平成26年10月24日(金)

場所：委員会室

### 1 【議長諮問事項4】会派に属さない議員について

- ・会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについて など

### 2 その他

(1)【議長諮問事項4】会派に属さない議員について

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本議題は、本委員会第1回で配付した議長諮問事項のうちの4番目となる。1点目は会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについて、2点目は常任委員会決定の際の会派に属する議員と属さない議員の取り扱いに差異があることについて、以上2点を事務局では把握している。

【木村委員長】 本年6月議会において、会派に属さない議員が意見書を出したいということで、規定の同意者を集めたうえで議長の許可を得る形で提出された。これを今後どのように取り扱っていくのか。

2点目は、5月の常任委員会委員を決定する際に、会派に属さない議員は会派に属する議員で委員構成が整った時点で、最後に欠となっている委員会に属することとしていたがこの取り扱いをどうするか。この2点に関して、各会派でまとめてきた意見を伺いたい。

【井上委員】 1点目については6月議会のように、会派に属さない議員が賛同者を募って、意見書提出の要件を満たしたうえで議長に提出する方法しかないのではないかと思う。

会派制をとっている以上、本来は会派から出すのが本筋であるが、3人以上の賛同者がいれば意見書は出せる規定もあるので、今のやり方に問題があるかといえないと思う。

【木村委員長】 前回の事例は議長の配慮であるがどうか。

【事務局次長】 ルールが存在していない中で、議長に対して賛成見込みの議員3名が得られるという前提で依頼があり、それを議長が議会運営委員会に提示したものである。今後もその方法でよいというのであれば、本委員会から議運に報告し、ルール化する流れは必要かと思う。

【木村委員長】 新政クラブの考えもそれでよろしいか。

【井上委員】 12分の1の規定でよい。

【木村委員長】 新政クラブは6月議会での方法をルール化することでよいと理解した。公明党はどうか。

【吉澤委員】 公明党も同意見である。

【佐藤委員】 明るいみらい・やまとも同意見である。意見書案提出時には賛同者含め3名の名前が出て確認できるのか。

【事務局次長】 提出者、賛成者の確認は2回目の議運で行う。先ほど賛成者の見込みを示してと説明したのもそのためである。

【佐藤委員】 了解した。

【河崎委員】 神奈川ネットワーク運動は会派が現状2名でも意見書を提出してきた。過去に出してきた意見書はほとんどの会派に賛同を得て通してきたと認識している。しかし発議においては2名でもさせてもらっている。会派に属さない議員が賛同者を募り、3名の見込みであることを前提に発議す

るのは現状の発議の仕方と異なるのではないか。

【事務局次長】 12分の1以上となる3名以上が意見書案提出には必要だという点と、本市議会においては2名以上を会派としていて、議運に委員を出すことができるという点の違いだと思う。今の話の2名というのは、議運に委員が出ていて、最終局面で2名しか賛同者がいなければその意見書案は取り下げられる。発議と結果は分けて考えていただきたい。本件は、議運に委員がない場合の発議をどのようにするかという提案があったものにとらえてほしい。

【河崎委員】 3名以上の賛同者がいることをルール化してはどうかの話であったが、それは違ふと理解してよいか。議運に委員がないということ捉えて、どうするかということ協議していると考えてよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。議運に委員がないという点と、少なくとも議案として出るだろうという2点で捉えて前回、議長は3人という人数を確認しつつ、議運に議長が提示をしたと思っている。

【河崎委員】 了解した。その状況下でどうするかということでよいか。

【木村委員長】 あくまでも会派に属さない議員が意見書案の提出をどうするかであって、2人でも会派を構成し、議運に委員を出しているケースは今回の議題外と理解してよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【木村委員長】 会派に属さない議員が意見書案を発議する場合は、1つハードルが高いということである。

【河崎委員】 会派に属さない議員が議運委員になれず、意見書案の発議ができないということであれば、どこか委員を出している会派から意見書案を出すというルールになるのか。

【事務局次長】 提出者、賛成者にかかわることである。単にその主旨に賛成するのみなのか、もともと発議者として扱ってもらいたいという意図が込められているのかということになると思う。

【河崎委員】 そうなると、発議者として委員を議運に出していなくても、発議ができるかどうかというところが課題と考えてよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【木村委員長】 6月は議長裁量で会派に属さない議員である山本議員が賛成者含めて3人になるということで提出者は山本議員であった。あくまでも発議した山本議員が提出者として、賛成者となる他の2名が提出者になることはなかった。

【河崎委員】 議員の権能や権利として、意見書の提案権は保持すべきものだと思う。賛成者含め3名になる見込みも踏まえ、会派に属さない議員の発議の権利を確保しなければならない。

【宮応委員】 神奈川ネットワーク運動と同様の疑問点を持っていた。2人会派は発議はできても、それだけの人数では本会議に提案できないことの問題点を考えていた。今の質問と事務局の答弁で納得した。会派に属さない議

員が意見書を提出する際に、提案者として意見書の先頭に名前を載せたいという権利は保持したい。また、賛同者の中で意見書の発議ができる権限を持つ会派に提案を委ねるという方法もある。それは提案する本人の思いである。どちらを選ぶかは賛同した議員間の協議でよい。会派に属さない議員があくまで提出者として、みずからの名前を先頭にしたいというのであれば、前回の例にあるように議長が議運に提示する方法にならざるを得ない。ここでは議長に依頼をするという行為か、諮問するという行為なのか。

【事務局次長】 そもそも3人揃っていれば議長は議案として受理できる。ただし、そうすると議運を迂回して本会議に直接かかることとなる。そうなると修文や類似意見書との調整等から外れてしまう。このことから議長が議運に提示をし、協議を依頼するものと理解している。

【宮応委員】 議長が議運に提示をすることはよい。その前段で、会派に属さない議員が議長に対して行う行為は何なのか。依頼なのか、許可なのか。

【事務局次長】 依頼になると思う。提出はすでに3人揃っていけばできる。議運へ意見書を協議するルートに乗せていただきたいということなので、これは権利というよりも議長裁量でやっていただけないかという依頼になると思う。議運の機能の中に、議長の諮問に関することというのが載っているので、議長はそれをもとに諮問することとなる。

【宮応委員】 依頼ということで理解した。それを踏まえたうえで、先にとられた方法以外にないと思う。

【木村委員長】 大和クラブも6月定例会のやり方でよいと思っている。全会派の意見が出たので、この件はルール化ということで議長に依頼する方法となる。この件はいずれにしても議運に諮ることとなる。

【議事担当係長】 今の結果を書面にまとめるので、次回、内容のご確認をお願いします。

【事務局次長】 決定については議運に諮ることとなる。次回は整理した文言の内容と、それを議運に送ることによりよろしいか確認していただきたい。

【木村委員長】 1点目については、よろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 2点目、会派に属さない議員の常任委員会委員の決定方法について協議する。従来は、会派に属する議員が各常任委員会に全て振り分けられた後に、空きのある常任委員会に会派に属さない議員が入ることとされていた。これについて各会派の意見を伺う。

【宮応委員】 代表者会議でもこの話に触れる機会があり、主張することがあった。議員一人ひとりに与えられた権能というのは平等である。議員は会派を組むことができるとされており、ほとんどの議員が会派を組んでいるが、常任委員会の決定方法については、会派に属さない議員も含めて一括で希望を出し合って協議するほうがよいのではないかと考える。現在のルールとは

異なるが日本共産党はそのように考えている。会派に属さない議員であっても自分の希望する常任委員会に希望を出すことができると思う。

【木村委員長】 会派に属する議員と属さない議員の希望が重なって定員を超えたらどうするのか。

【宮応委員】 その場合は希望者の中で協議をすればよい。

【木村委員長】 会派に属するか属さないかにかかわらず、同じ扱いとするのか。

【宮応委員】 そのとおりである。

【木村委員長】 神奈川ネットワーク運動はどうか。

【河崎委員】 議会基本条例の逐条解説で、会派への所属の有無にかかわらず議員平等の原則は保障されるというふうになっており、大会派では1つの委員会に3人所属することもあり、平等といい難いこともあるが、会派に所属していない議員が最終的に空きの生じた委員会にしか入ることができないというのは、いかがなものかと思う。大会派の方と調整ができるということもあるので、会派から入りたい委員会の希望が出てくる時点で、会派に属さない議員からの希望も聞くべきである。議会として議員全員でそれを調整していくことがよいのではないか。

【木村委員長】 日本共産党と同意見と理解する。明るいまらい・やまとはどうか。

【佐藤委員】 日本共産党に伺いたい。今は大会派が1つの常任委員会に4人も5人も出ることはない。2人会派であっても同一の委員会に2人が希望を出すこともない。このルールは維持することを前提とした意見か。

【宮応委員】 ルールではなく公然の慣例である。

【事務局次長】 代表者会決定の中では、所属議員4人以上の会派は4常任委員会にまず均等に割り付けるというルールがある。3人以下の会派については1委員会に2人以上入ることはできない。4で割り振れるのであれば、割り振ったうえで、委員決定をスタートするというのが今まで運用しているところである。

【宮応委員】 2人会派であれば、2人は同一の委員会の委員になることはないというルールでよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【佐藤委員】 会派を組んでいる議員は、2人なら同一委員会にはなれず、4人以上の会派では4で割り振るというルールがある。それを確認したかった。会派に属さない議員は、ある意味、このような制限がなく好きな委員会に希望を出してしまう。複数の議員で構成されている会派では何らかの調整をせざるを得ない。それは会派を組んでいることのマイナス点と考えられないか。その点から言うと、会派を構成しているから有利であるとは必ずしも言えない。議会基本条例の逐条解説は原則であるから、例外もあると認めなければならない。連絡調整とも書かれているが、これは会派の中でされている。調整に時間がかかるという点でも会派のほうがマイナスになっている面

もある。そのように考えれば、現状の決定方法のままがよいと考える。

【木村委員長】 会派としての意見でよろしいか。

【佐藤委員】 明るいまらい・やまとの会派としての意見である。会派に属さない議員のほうがかえって恵まれていることになる。会派を組んでいる方が有利でなくてはならないと考える。

【河崎委員】 例えば、新政クラブが1つの常任委員会に2、3人出さねばならなくなったとしても、その委員会に入りたくないという議員がいれば会派内での調整ができる。

【宮応委員】 各常任委員会の正副委員長を決定するときは、会派内での議員の入れ替えもある。各会派の希望をとるときには、新政クラブと公明党は人数が4名以上なので、いずれしても常任委員会で人数が複数になる。日本共産党は3名しかいないので、どこか1つの常任委員会に委員として入ることができない。その際も大会派は人数の多い委員会を変更して、3人会派の希望に沿うように譲っていただけることもあり得る。最終的には正副委員長を決定する際には更に調整されることもある。常任委員会を決める際に、各会派が希望を出すときは会派に属さない議員も希望を出せることとしたいという提案である。

【吉澤委員】 公明党は現状のままとしたい。現在は会派に属さない議員は1名であるが、これが複数人になった時にはその複数人の希望が1つの委員会に集中してしまうことも考えられる。会派の人数が多いところは多いところで調整が大変である。そういった理由から現状のままとしたい。

【木村委員長】 会派の属さない議員は、会派に属する議員が各常任委員会に振り分けられた後の空いたところに入るという今のやり方でよいということか。

【吉澤委員】 そのとおりである。

【二見委員】 新政クラブも公明党同様、現状のままである。

【木村委員長】 会派に属さない議員に対する公平性という話であるが、一方で会派に属する議員から見れば、それが恵まれているように見えるのも理解する。大和クラブとしては現状のままという意見である。

【河崎委員】 委員外議員の発言というところでは、委員がその委員会にいないければ、ある程度発言できると理解している。そうすると会派に属さない議員は、現状ではどの委員会でも発言できる。それもあわせて検討する必要があると考えている。

【宮応委員】 そうすると、会派に属さない議員が常任委員会への希望を出せるようになり、その希望どおりになった場合は委員外議員の発言を制限することも考えるのか。

【河崎委員】 そこまでは言っていない。ただ民主主義という考えに立った時にいかなものかと思った。何をもって原則平等というのか、そういった点もあわせて考慮したいと考えている。

【宮応委員】 4人超の会派であれば、必ずいずれかの委員会で人数が複数

になる。例えば4人会派であったとしても、必ずしも4人が希望どおりの委員会委員になれるとは限らない。全員が総務常任委員会に行きたいと思っても叶わないことである。どこにでも矛盾がある。そういう時には議会基本条例に立ち戻る。それがまさに議会基本条例なのだと思う。市民も自分が議員として選べる人は一人しかいない。市民の負託を得たということでは、どの議員もみんな平等である。それなのに自ら希望する常任委員会に希望が出せないのはいかなものか。4人以上の会派であっても同様のことがいえると思うが、そこは話し合いができると思う。市民の選んだ1議員が権能を發揮できないというのはどうなのか。そう考えると選んだ市民からも批判が出るのではないか。

【山本委員外議員】 会派に属さない議員であっても、会派に属する議員と同様に機会の平等は認められるべきだと思う。常任委員会への希望すらできない現状であるので、それは皆さん方にとっても明らかにおかしいことだとお話しいただいた。また、会派に属さない議員が複数出てきた場合はどうなのかという意見があったが、常任委員会選定の際は会派に属さない複数の議員を暫定的に一つの固まりとみなして、その中で調整をしてはどうか。ただ、最初の希望は出せるようにすべきではないかと思う。委員外議員の発言については、委員会の運営にかかわる部分であり、議論や意見も散漫になってしまうと思うので一緒に議論をするのではなく切り分けてほしい。

【木村委員長】 ほかにこの件について意見はあるか。

【佐藤委員】 希望を平等にとるというのは理解できるが、現行は会派ごとに平等にしていると思う。個々の議員に対しての平等ではなく、会派において平等であることを重視したほうがよいと思う。暫定の固まりについては今一つ理解できないが、本来の固まりというのは会派であるべきだと思う。会派でなければ、主義主張や思想などが異なった者がグループであるとは議会制民主主義からはいかなものかと思う。

【中村（一）副委員長】 いろいろな意見があると思うが、いくつか他市議会を見てきた中で本市議会のように委員外議員の発言を広く認めているところはそれほどないと思われる。簡潔にということではあるが、委員外議員の発言はかなり自由にできている。常任委員会の委員の希望が必ずしも出せなかったとしても、それほど多くの不利益はない。先ほどの発言でも、常任委員会に委員を出している会派は委員外議員としての発言ができない。大会派であれば、同じ委員会を継続してやりたいと思っても必ずしも希望どおりにできない。それも会派のルールの中で納得してやっており、皆が少しずつながしかの我慢や調整をしてやっていることもある。会派に属さない議員と属する議員が全く一緒という話はあるが、常任委員会の決め方では不利益と思われるかもしれないが、委員外議員の発言が担保されている部分もあるので、とりあえずは現状のままやってみてはどうか。

【木村委員長】 ほかに意見もないようなので、常任委員会を決める際の会派に属さない議員の扱いについては、現状維持の意見が多く、意見もまとま

らないので現状のままとなる。事務局から何かあるか。

【事務局次長】 意見が全会一致に至らずということであれば、現行のルールが維持されるということになる。

【宮応委員】 今の決定で、全会一致に至らず、また多数決であっても現状維持が多いという判断はわかるが、こういった決定を多数決で行う場合は委員の人数で行うのか、それとも会派数で判断するのか。

【木村委員長】 委員の人数である。

【事務局次長】 仮に多数決で決定をしなければならないときは委員の数で行う。

【宮応委員】 承知した。

【中村（一）副委員長】 個人的な意見であるが、委員外議員の発言は基本的に認めるべきではないと思っている。委員会制度をとっているので、議員としての発言は保障されているが、議会の中で保障されているもので本会議での発言は自由であるが、委員会は委員で構成して運営している。そういった中で常任委員会の選任をどのように行うのかといった話の中で、他の委員会で発言できないのであるから自分が望む委員会に入れるようにするにはどうしたらいいかを考えるのではないか。

【宮応委員】 今の中村（一）副委員長の発言は本日の議題で話すことではない。

【中村（一）副委員長】 意見として述べさせていただいた。これを今日議論するつもりはない。

【木村委員長】 本日の議論をまとめると、1点目の委員外議員の意見書案の発議の仕組みについては、先の6月議会の例で行うことが確認されたので、次の議運において、ルール化することを依頼することとする。2点目の常任委員会の決定の際の委員外議員の取り扱いについては、意見がまとまらなかったのが現状のままとする。それでよろしいか。

## 全 員 了 承

### (2) その他

【木村委員長】 事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 9月29日に開催した前回の委員会において、委員会のインターネット中継にかかる次期申し送り事項について、各会派とりまとめた意見を事務局へ提出するようお願いしたが、期限が10月末日となっている。来週金曜日がその期限となるので、この日までに文書もしくは電子ファイルで提出していただきたい。

次回の本委員会では、前回に会派持ち帰りとなった議員提出の条例案のルールについて協議をしていただくが、その際に要望のあった市側の条例提案のルールについては総務課に確認したところ特に既存の資料はないとのことであった。そのため、議会事務局が総務課にヒアリングを行い、聞き取った



中で現在資料を作成中である。作成に時間がかかるため、前回会議録とあわせて次回机上配付としたい。

【木村委員長】 事務局からの話について質問がなければこれでよろしいか。

全 員 了 承

【木村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 1 時 48 分 閉会